

就学援助システム再構築・運用業務に係る
質問回答

項番	資料名	該当頁	章・項目	質問内容	回答
1	就学援助システム再構築・ 運用業務 機能一覧	No37	認定期間	定額支給費目は、適用月に応じて支給額を設定することとなるため、進級を伴う児童生徒は認定期間に応じて、小・中学校それぞれの支給額を認定する想定です(例 認定期間を9月から翌年8月までとした場合の小学6年生9月からの学用品費:小学6年生の学用品費年額×7/12+中学1年生の学用品費年額×5/12)。と記載があります。 上記の例について、当該児童が令和2年度:小学6年生、令和3年度:中学1年生とした時、 「小学6年生の学用品費年額×7/12」の支給は令和2年度の会計年度、 「中学1年生の学用品費年額×5/12」の支給は令和3年度の会計年度として処理される認識です。正しいでしょうか。	お見込みのとおりです。